

発議第 12 号

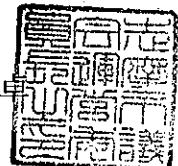
志摩市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年12月22日 提出

志摩市議会 議長 金子研世様

提出者 志摩市議会 議会運営委員会
委員長 濱口



令和3年12月22日 可決

志摩市議会会議規則の一部を改正する規則

志摩市議会会議規則(平成16年志摩市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「提出者の説明又は委員会への」を「前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

志摩市議会議規則(平成16年志摩市議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 (略) 2 (略)	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 (略) 2 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めるときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 (略)
(議案等の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。) 2 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。	(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 (略) 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるとときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができます。